

平成29年3月10日

放送受信契約の未契約事業所に対する民事訴訟の提起について

本日、宿泊施設を経営する事業所2件（本社所在地は大阪府）に対し、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、東京地方裁判所に提起しました。

NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。

今回提訴した事業所に対しては、受信機の設置数に応じた数の契約を繰り返しお願いしてきましたが、ご理解を頂けなかったため、平成28年12月21日に担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、対応を重ねてきました。

平成29年2月10日には、このままでは民事訴訟を提起せざるを得ない旨を予告しましたが、なおご契約をいただけなかったため、本日の提訴に至りました。

【未契約事業所に対する民事訴訟の状況】

未契約の事業所については、これまでに全国で計19件の民事訴訟の提起を行いました。そのうち8件については提起後、放送受信契約を締結し必要な受信料を支払いいただいたことで、訴えを取り下げました。また、5件については和解が成立し、1件についてはNHKの請求を認める判決が確定し、それぞれ受信契約の締結と必要な受信料額の支払いに応じていただいています。

残る5件については現在係争中（最高裁1件、東京高裁1件、東京地裁3件）です。